



マルコム・エフ・マククリーン4世がスターアジア不動産投資法人<3468>株式の変更報告書を提出（保有減少）



東のスターアジア不動産投資法人<3468>について、マルコム・エフ・マククリーン4世が2月24日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「提出者1の住所変更」によるもの。

報告書によると、マルコム・エフ・マククリーン4世のスターアジア不動産投資法人株式保有比率は、14.08%と0.50%減少した。

報告義務発生日は、2021年8月10日。